

清水水自治会では、少子高齢化が進み、自治会行事も少なくなり、地域の活力低下が課題となっていました。そこで、集落支援員と地域住民で話し合い、伝統行事の八幡神社祭典に多くの住民が安全に参加できるように、神社までの参道を整備しました。自治会員で協力して草刈りや階段の設置などを行ったことで、子どもや高齢者でも安心して神社に行くことができるとなりました。

集落活動応援事業費補助金を活用し、参道を整備したことで、これまで神社に行くのが大変だったという方も安心して行くことができるようになりました。今年度は、新型コロナウイルスの影響により、残念ながら祭典が中止となつてしまいましたが、来年度は盛大に開催し、自治会員の交流を深めたいと思います。



参道整備の様子

清水水自治会の取り組み

集落支援員活動事業と市の補助制度を活用した取り組みをご紹介します。

取組内容

集落支援員活動事業

集落支援員が、自治会の「状況調査」を行い、調査結果を基に自治会の現状や課題、将来の自治会像などについて自治会と共に「話し合い」を進め「活性化活動」への取り組みを支援します。

小規模な自治会（50世帯未満）を中心に支援しています。活用を検討される自治会は、お気軽にお問い合わせください。



生活環境課 コミュニティ推進班
☎ 30-0202

☎ 産業活力課 観光交流班 ☎ 30-0248、大湯ストーンサークル館 ☎ 37-3822

市民全員ガイド化計画

鹿角を知る・伝える

市民全員がガイドとして、鹿角の魅力を再発見し、市内外に発信するきっかけとなるよう、市内観光名所や歴史・文化、産業遺産などをシリーズで紹介しています。

「鹿角の銘酒 千歳盛」

千歳盛酒造株式会社は、1872年の創業から全国清酒品評会で数々の入賞酒を造り出している酒蔵です。千歳盛酒造の銘酒「千歳盛」は、不老長寿と世の繁栄を願って命名され、製造開始から140年以上にわたり、多くの方々から愛され続けてきました。その美味しさの秘密は、地元鹿角の天然水と秋田県産のお米はもとより、手間暇かけて細部にまでこだわった仕込みと醸し方にあります。

仕込みに使われる水は、鹿角の豊富な積雪から流れ出る雪解け水です。長い年月をかけて発酵促進の有効成分を多く取り込んでいる天然水は、酒造りにとても適しています。

醪を醸すときは、低い温度でじっくりと時間をかけて発酵させる「長期低温発酵造り」という手法で行い、お米の旨味と香りを存分に引き出します。毎日、醪の状態をチェックしながら、絶妙な温度調整を続けています。



千歳盛酒造では、実際の酒蔵を見学できるツアーを実施しており、いつでも「千歳盛」の舞台裏を見学できますので、ぜひ一度、ご覧ください。

※千歳盛酒造を見学する場合は、前日までに予約が必要です。（日曜日は除く）

☎ 大湯ストーンサークル館 ☎ 37-3822

世界遺産

大湯環状列石

ツタエル、マモル、カンガエル

大湯環状列石では、遺跡の適切な保全管理を行いながら、見学環境の整備に努めています。見学コースは芝地となっており、歩きやすい環境を維持するために、定期的に草刈りを行っています。また、遺跡敷地内の木の剪定を行い、見通しを良くするほか、電気柵の設置により、熊対策も行っています。

夏になると、環状列石の石と石の間から草が生え、見えづらくなります。しかし、この石と石の間の草を無理に引っ張ってしまうと、石が動いてしまう恐れがあるので、一本一本丁寧にハサミで切って草を除去しています。

また、掘建柱建物の茅葺屋根は年に1度、差し茅をしたり、茅を押さえるための竹を新しくするなどの修復を行っています。

遺跡の保護とともに、来訪者が安全に気持ち良く見学ができるような環境づくりに努めています。



茅葺屋根の修復



遺跡内の草刈り

法の広場

☎ 法テラス鹿角法律事務所 ☎ 050-3383-1416

遺言書の作成をおすすめします

人間は誰でも必ず死を迎えます。残された家族に迷惑をかけないため、自分の意思を正しく伝えるために、元気なうちに遺言書の作成をおすすめします。

遺言書は、相続に関する備えとして、生前に行える最も一般的なものです。財産をたくさん持っている方が書くものというイメージが根強く残っているように思われますが、財産の額とは関係ありません。これまで、遺産分割協議がまとまらずに裁判所に持ち込まれた争いの約35%が、遺産総額1千万円以下の事案であったという統計が出ています。5千万円以下では全体の約78%を占めています。

そうは言っても遺言書の書き方が分からなかったり、元気なうちに遺産を誰にどれだけ渡したいか

という意思をきちんと伝えておくだけで良いのではないかと思うかもしれません。

しかし、遺言書という形で残っていないければ、それは法的には何の効力もありません。「たしかにお父さんはそう言っていたけれど、自分は納得できない」、「あとになってお母さんは、やっぱり私にくれると言った」などと言いつつ相続人がひとりでもいれば、故人の意思が通らない場合があります。やはり「遺言書」という法的拘束力のある手段をもって、自分の意思をしっかり残しておくことが重要です。

これまでの説明で遺言書の重要性は理解してもらえたと思います。次回は、遺言書の書き方についてご説明します。



伊東 憲二 弁護士
Kenji Ito

法テラス鹿角法律事務所

所在地
花輪字下花輪 50 番地
福祉保健センター内（2F）
相談受付時間
9 時～17 時 30 分
※要予約